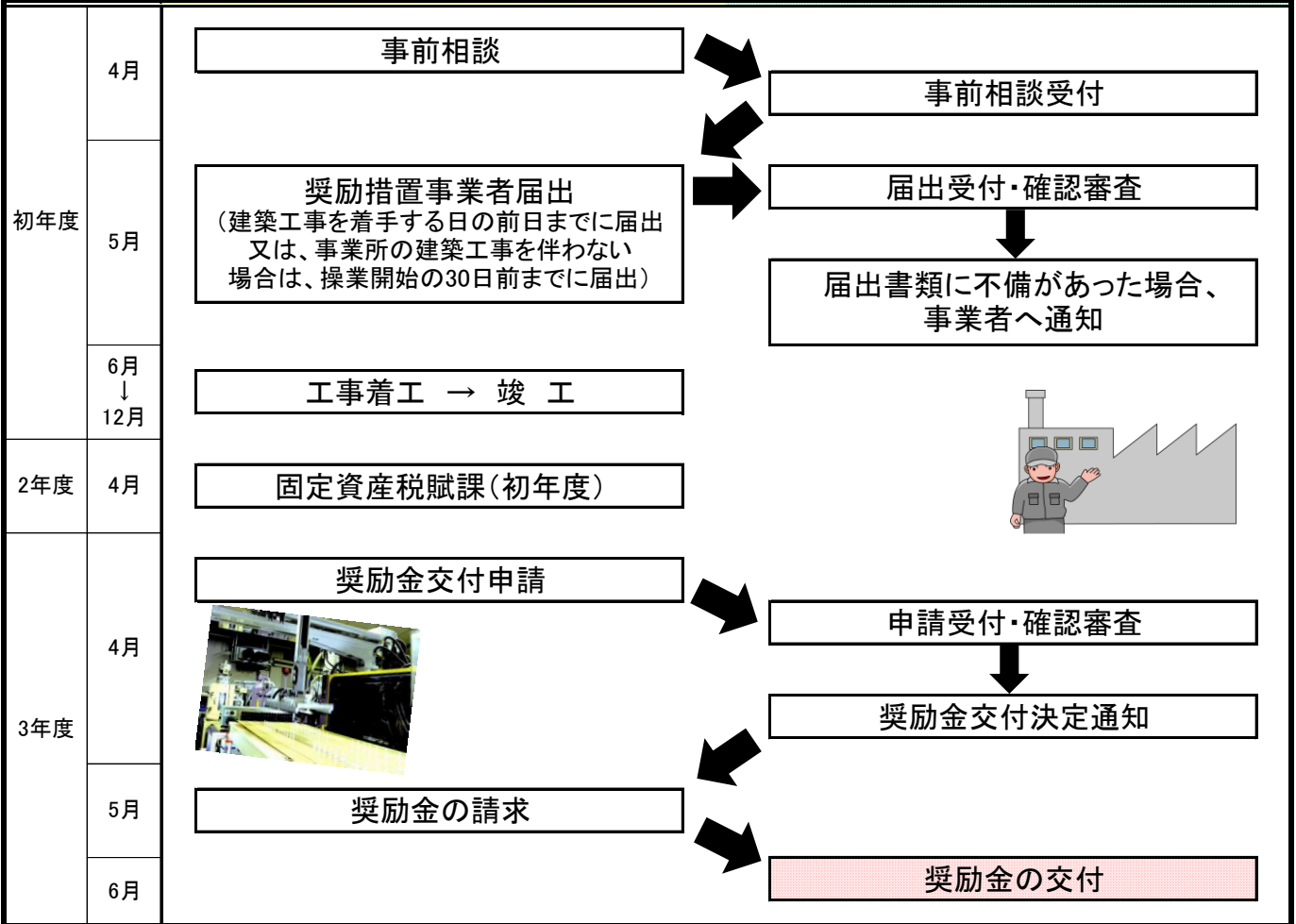


広陵町企業立地奨励金交付の流れ

事業者の皆さま

広陵町



企業立地奨励金の概要

指 定 区 域	町内全域
対 象 事 業 者	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業の施設を新設又は増設した事業者。
適 用 条 件	投下固定資産額5,000万円以上の事業者で、常用雇用者を2人以上雇用していること。 敷地外周部等について、適切に(敷地面積の10/100以上)緑化保全していること。
企業立地奨励金	<p>前年度の固定資産税相当額に対して、賦課された固定資産税額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、4年度以降は、投下固定資産のうち、当該対象事業所の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象事業所の用に供する部分に限るものとし、事業所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地を除く。</p> <p>(1)投下固定資産の取得価格の合計額が5億円未満 ア 初年度 100分の100 イ 2年度 100分の75 ウ 3年度 100分の50</p> <p>(2)投下固定資産の取得価格の合計額が5億円以上10億円未満 ア 初年度 100分の100 イ 2年度 100分の75 ウ 3年度 100分の50 エ 4年度 100分の50 オ 5年度 100分の50</p> <p>(3)投下固定資産の取得価格の合計額が10億円以上 ア 初年度 100分の100 イ 2年度 100分の75 ウ 3年度 100分の75 エ 4年度 100分の50 オ 5年度 100分の50 カ 6年度 100分の50 キ 7年度 100分の50</p> <p>※広陵町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けている事業者にあつては、償却資産のうち、所得税法施行令第6条第3号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第3号から第7号までを奨励金の対象とする。 3号:機械及び装置 4号:船舶 5号:航空機 6号:車両及び運搬具 7号:工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)</p>
雇用促進奨励金	町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる金額を支給 常用雇用者…20万円、準常用雇用者…15万円、短時間労働者…10万円を支給 (ただし、限度額は500万円とする。)
緑地保全奨励金	緑地保全に要した費用について、1㎡当たり1,000円を支給 (ただし、限度額は200万円とし、緑地面積率は、敷地面積の10/100以上で5年間は保持すること。)
埋蔵文化財発掘奨励金	埋蔵文化財の発掘に要した費用の1/2を支給(ただし、限度額は500万円とする。)